

件名

所得税法施行令第五十一条の二第一項第二号の規定に基づき要件を定める件

○金融庁告示第 号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき、要件を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

所得税法施行令（以下「令」という。）第五十一条の三第一項第二号に規定する金融庁長官が定める要件は、当該社債（同号に規定する社債をいう。以下同じ。）の譲渡についての制限（当該社債の発行に関する契約により第二号イ又はロに該当する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限を含むものに限る。）を付し、かつ、当該社債がその発行の時から継続して次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 一 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。）に表示される場合に該当するものであること。
- 二 当該社債を表示する財産的価値を次のいずれかに該当する場合以外に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

イ 金融機関（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条第一項に規定する金融機関をいう。）又は金融商品取引業者等（同条第二項に規定する金融商品取引業者等をいう。）が当該社債を固有財産として有する場合

ロ 金融商品取引業者等（令第五十一条の三第一項第二号に規定する金融商品取引業者等をいう。）が当該社債を取得する者から金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務として当該社債の預託を受ける場合

ミ 当該社債を表示する財産的価値の移転は、その都度、当該社債の譲渡について第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置がとられなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。